

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	財政部 財産管理活用課
許 認 可 等 名	国際親善コーナーの目的外使用許可
根 拠 法 令	地方自治法
根 拠 条 項	第238条の4第7項
連 絡 先	(電話 621-5052)
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>1 使用許可の範囲 国際親善コーナーの用途又は目的を妨げないと認められる場合で、次の各号の一に該当するときは使用を許可することができる。 (1) 本市の事務事業に関係する団体が、本市関係部署と共催または後援承認を受けて使用する時。 (2) 国又は他の地方公共団体その他公共的団体が、公用もしくは公共用または公益事業の用に供する時で本市関係部署の承認を受けて使用する時。 (3) 職員の福利厚生に使用する時。 (4) 公益上必要と認められる時。 (5) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として使用する時。 (6) その他市長が特別の事由があると認めるとき。</p> <p>2 使用許可の手続き 使用許可を受けようとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。ただし、1の(1)から(2)に該当する場合は、その使用目的に関係する事務事業を行う所管の長の副申を必要とするものとする。 緊急を要する場合など、特に市長が認めたときは申請書等の提出を省略することができる。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 15日 (休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日